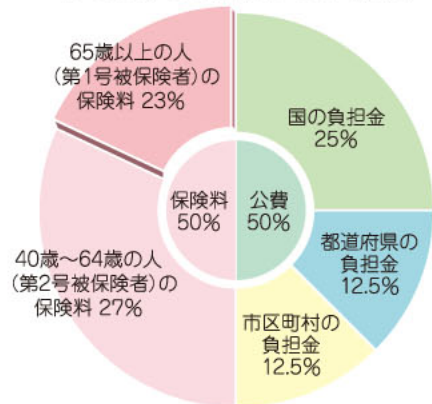


介護保険制度の概要

介護保険は、介護を必要とする高齢者やその家族を社会全体で支えていく制度です。40歳以上の人に納めていただく保険料と公費により介護保険制度を支えています。

介護保険を支える大切な財源の内訳



※上記は、標準給付費(施設等にかかる給付費を除く)にかかる財源の内訳となっています。

制度のしくみ

保険の運営 舞鶴市が行います

加入者 40歳以上の人

利用料 介護保険サービスにかかる費用の1～3割が自己負担です。
(施設入所の場合等は、食費・居住費等の負担が別途必要です。)

65歳以上の人 (第1号被保険者)

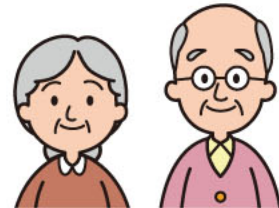
●介護保険サービスを利用できる人

介護や支援が必要と認定された人。

※介護や支援が必要となった原因は問われません。

●保険料

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額180,000円以上の人は、原則年金から差し引き(特別徴収)。年額180,000円未満の人は、市が発行する納付書または口座振替などにより納めていただきます(普通徴収)。
(5ページ参照)



40～64歳の人 医療保険に加入している人 (第2号被保険者)

●介護保険サービスを利用できる人

脳血管障害など老化に伴う病気や、がんなどの特定疾病(右記参照)によって日常生活の介護や支援が必要になった人。

●保険料

加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。なお、介護保険分(料)は、各医療保険の算出方法によって決まります。
(6ページ参照)



第2号被保険者の認定での特定疾病

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険サービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管してください。

65歳以上の人は

65歳になられたら全員に交付されます。

40～64歳の方は

認定を受けた人に交付されます。

[保険証が必要なとき]

- 要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 6 2 0 2 2 京都府舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市

介護保険負担割合証

要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

[負担割合証が必要なとき]

- 介護保険サービス等を利用するとき
有効期限/1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)
が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 6 2 0 2 2 京都府舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

介護保険料の納め方

みなさんに納めていただく介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。対象者は40歳以上の人であり、65歳以上(第1号被保険者)と40～64歳(第2号被保険者)で保険料の算出方法や納め方が異なります。

65歳以上(第1号被保険者)の人

市町村ごとに決められた基準額(舞鶴市は年71,770円)を基にしています。また、低所得者の負担が重ならないよう、所得によって段階的に設定しています。舞鶴市では、きめ細やかに下表の15段階に分けています。

▶保険料 所得段階による定額(年額)

第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の場合等	14,360円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の場合等	25,120円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える場合等	43,070円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の場合等	61,010円
第5段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える場合等	71,770円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合等	82,540円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合等	93,310円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合等	107,660円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合等	122,010円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合等	136,370円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合等	150,720円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合等	165,080円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の場合等	172,250円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の場合等	179,430円
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が920万円以上の場合	186,610円

※災害その他特別の事情があると認められる場合には、保険料の減免等ができる場合があります。

▶納め方

老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金

●年額18万円(月1万5千円)未満の人

納付書または口座振替で、介護保険料を納めていただきます(普通徴収)。

●年額18万円(月1万5千円)以上の人

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます(特別徴収)。なお、普通徴収になる場合もあります。(※)
《ただし、老齢福祉年金、恩給などは、年金からの差し引きはありません。普通徴収になります。》

原則として、年金から差し引きで納めていただきます。納め方は、年金の額等によって上記の2通りに分かります。第1号被保険者となって保険料を納めていただくのは、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)を含む月の分からです。

(※)こんなときは普通徴収になります。

- ①年度途中で65歳になったとき
- ②年度途中で他の市町村から転入されたとき
- ③年度途中で所得段階が変わったとき
- ④年金支払者の裁定で年金支給が停止されたとき
など

40～64歳(第2号被保険者)の人

加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。なお、介護保険分(料)は各医療保険の算定方法によって決まります。

●国民健康保険に加入している人の場合

- ・介護保険分(料) …所得などに応じて決まります。
- ・納め方 ……同じ世帯の40～64歳の人全員の医療分に介護保険分(料)を併せて、国民健康保険料として世帯主の人に納めていただきます。

●勤め先の健康保険に加入している人の場合

- ・介護保険分(料) …加入されている医療保険で決められている介護保険料率と給与に応じて決まります。
- ・納め方 ……医療保険と介護保険を併せて給与から差し引かれます。

(40～64歳の被扶養者《主婦など》は、個別に納めていただく必要はありません。)

保険料を滞納すると

督促状を発付するなど支払いの催告を行います。それでも完納されないときは、大切な保険料を確保するため、また、納期限までに納付された人との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押えなど)を行う場合があります。

また、保険料を滞納して、介護サービスを利用される場合は、滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

▶保険料の滞納が…

1年以上になると

…… サービスを利用した場合、いったん全額(10割)を自己負担していただくことになり、申請によって費用の7～9割が戻る「償還払い」になります。

1年6か月以上になると

…… サービスを利用した場合、その全額(10割)を自己負担していただくことになり、「償還払い」の一部または全部が差し止めになります。

2年以上になると

…… サービスを利用した場合、1～3割である自己負担割合が3割(自己負担割合がもともと3割の人は4割)となり、高額介護サービス費(11ページ参照)の支給も受けられなくなります。

申請から利用までの手順

1 市役所の窓口で「要介護認定」の申請をしてください。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設で代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険の保険証
(40～64歳の人のみ)

申請



在宅介護サービス費用の支給限度額
※利用者負担は下記の額の1～3割です。

認定区分		月 額
在宅	要支援1	50,320円
	要支援2	105,310円
	要介護	1 167,650円
		2 197,050円
		3 270,480円
		4 309,380円
	5	362,170円

2 調査員が訪問してご本人の心身の状況をお聞きします。

- 調査項目は、視力・麻痺の有無・動作能力・理解度など全国共通です。
- 調査結果はコンピューターに入力され必要な介護の程度が判定されます。

意見書

かかりつけの医師にも、医学的に見た状況などを意見書に書いてもらいます。

調査

4 介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センター職員がケアプランを作成。

要支援1・2の人

→ お住まいの地区の「地域包括支援センター」又は「居宅介護支援事業所(地区での担当はありません。)」へ、ケアプランの作成を依頼してください。(9ページ)

要介護1～5の人

→ 居宅介護支援事業所へケアプランの作成を依頼してください。
(10ページから選択)

※ケアプラン作成にかかる費用は、自己負担ありません。

※介護保険施設への入所を希望される人は施設へ直接連絡してください。

●ケアプラン●						
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
○	○	○	○	○	○	○



計画

3 介護認定審査会で「介護がどの程度必要か」を審査し、市が認定します。

- 訪問調査のコンピューターによる結果とかかりつけの医師の意見書などを基に、保健・福祉・医療の専門家が審査し、原則30日以内に結果を通知します。



認定

非該当

生活機能が低下している虚弱な人などは介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業が利用できる場合があります。

要支援
1・2

比較的状态が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人で、介護予防サービスの利用により自立を支援します。

要介護
1(軽度)~5(重度)

日常的に介護が必要な人で、状況に応じて在宅・施設サービスを利用できます。

- 認定された区分ごとに、1か月に利用できるサービスの上限額が決められています。

審査
認定

5 ケアプランに基づいた必要なサービスが受けられます。

利用者は、サービス費用の1~3割を負担します。

※40~64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

早見表

65歳以上で本人が市区町村民税課税

はい

本人の合計所得金額が

220万円以上

160万円以上220万円未満

160万円未満

同一世帯の65歳以上の人
全員の年金収入+
その他の合計所得金額が
●単身で340万円以上
または
●65歳以上の方が2人以上
いる世帯で463万円以上

同一世帯の65歳以上の人
全員の年金収入+
その他の合計所得金額が
●単身で280万円以上
または
●65歳以上の方が2人以上
いる世帯で346万円以上

はい

3割負担

はい

2割負担

いいえ

1割負担

いいえ

実施

要支援1・2の方へ (介護予防支援事業所一覧)

要支援1・2と認定された方で、介護保険のサービスを希望される方は、お住まいの地区の「地域包括支援センター」又は下に記載の「居宅介護支援事業所（地区での担当はありません。）」へ、ケアプランの作成を依頼してください。

〈地域包括支援センター〉 ※お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

名 称		所 在 地	電話・FAX	営業時間	休業日	担当地区 (小学校区)	担当社会 福祉法人等
東・中地域	大浦・朝来・志楽 地域包括支援センター	安岡1076 (やすらぎの郷内)	TEL 64-0086 FAX 64-6351	8:30~17:30	土、日、 12/31~1/3	大浦、朝来、 志楽	大樹会
	新舞鶴・三笠 地域包括支援センター	溝尻150-11 (多世代交流施設 まなびあむ2階)	TEL 77-5001 FAX 77-5011	8:30~17:30	土、日 年末年始	新舞鶴、 三笠	博愛 福祉会
	倉梯・倉二・与保呂 地域包括支援センター	丸山町51 (舞鶴球場北側)	TEL 77-5002 FAX 77-5089	8:30~17:30	土、日、 12/31~1/3	倉梯、 倉梯第二、 与保呂	正峰会
	中舞鶴 地域包括支援センター	余部下1167 (中総合会館3階)	TEL 77-5003 FAX 77-5013	8:30~17:30	土、日、祝 年末年始	中舞鶴	安寿会
西地域	城北 地域包括支援センター	南田辺1 (市役所西支所4階)	TEL 77-5004 FAX 77-5012	8:30~17:30	日	吉原、明倫、 福井、余内	真愛の家
	城南 地域包括支援センター	女布406-3 (城南会館内)	TEL 77-5005 FAX 77-5090	8:30~17:15	土、日、祝 年末年始	中筋、高野、 池内	舞鶴市 グレイス まいづる
	加佐 地域包括支援センター	八田962 (加佐地域福祉センター 「由良川学園」2階)	TEL 82-9303 FAX 82-9304	9:00~18:00	日、祝 第2、第4土	岡田、 由良川	成光苑

※地域包括支援センターのサービス内容については、48ページをご覧ください。

〈介護予防支援事業所(居宅介護支援事業所)〉 ※地区での担当はありません。

名 称	所 在 地	電 話・FAX
東・中地域	在宅介護支援センターやすらぎ	安岡1076 TEL 64-2302 FAX 64-6351
	オリエンタル	行永2036-2 TEL 65-1165 FAX 65-1123
	岸本病院居宅介護支援センター	南浜町1-3 TEL 65-2102 FAX 66-3202
西地域	在宅介護支援センター安寿	上安481 TEL 75-8982 FAX 78-2270
	在宅介護支援センター真愛の家	上安1697-36 TEL 76-8887 FAX 75-1755
	居宅介護支援事業所みなと	喜多617-3 TEL 75-3255 FAX 75-3277
	ケア・オフィス舞夢居宅介護支援事業所	桑飼上1088-1 TEL 83-0221 FAX 83-0155

要介護1～5の方へ(居宅介護支援事業所一覧)

介護サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、介護の相談、代行申請などを行います。

事業所		所在地	電話・FAX
東・中地域	アザレア舞鶴居宅介護支援事業所	余部下816	TEL 65-3366 FAX 65-3626
	エスペラルケアプランセンター東舞鶴	大波下765-16	TEL 66-5020 FAX 66-5021
	オリエンタル	行永2036-2	TEL 65-1165 FAX 65-1123
	介護相談室つなぐ	南浜町16-5	TEL 64-3466 FAX 64-3466
	岸本病院居宅介護支援センター	南浜町1-3	TEL 65-2102 FAX 66-3202
	居宅介護支援事業所ひまわり	森町24-1	TEL 65-2400 FAX 65-2828
	居宅介護支援事業所フクロウ	森987	TEL 60-8286 FAX 60-4180
	ケアプランセンターそう	鹿原西町200-22	TEL 60-9031 FAX 60-9032
	小春日和居宅介護支援事業所	行永585 ソーシンビル402	TEL 65-2401 FAX 65-2411
	在宅介護支援センターグリーンプラザ博愛	市場390	TEL 65-3705 FAX 63-1250
	在宅介護支援センターやすらぎ	安岡1076	TEL 64-2302 FAX 64-6351
	さくらプラザ介護支援センター	浜782	TEL 64-2661 FAX 64-2575
	ピア・サポート居宅介護支援事業所	竜宮町3-18	TEL 64-4335 FAX 64-4337
	ほーむけあセンター和心	余部上684-7	TEL 60-6535 FAX 60-6536
	メタルエッグ介護事業部あっぷる	小倉222-5	TEL 62-8377 FAX 62-7855
西地域	荒木クリニック居宅介護支援センター	京田45-2	TEL 77-5200 FAX 75-9307
	居宅介護支援事業所みなと	喜多617-3	TEL 75-3255 FAX 75-3277
	ケア・オフィス舞夢居宅介護支援事業所	桑飼上1088-1	TEL 83-0221 FAX 83-0155
	ケアプランセンターてとて	七日市349-1	TEL 77-8007 FAX 77-8008
	ケアプランセンター田園	志高553-5	TEL 60-1841 FAX 60-4298
	小谷整形外科医院居宅介護支援事業所	伊佐津51-3	TEL 78-3455 FAX 77-5588
	在宅介護支援センター安寿	上安481	TEL 75-8982 FAX 78-2270
	在宅介護支援センター真愛の家	上安1697-36	TEL 76-8887 FAX 75-1755
	外松医院居宅介護支援事業所	竹屋98-1	TEL 78-3741 FAX 78-3744
	まいづる協立診療所	上安199-30	TEL 76-2535 FAX 76-7821